

第3章 社会教育活動の展開

第1節 青少年教育

1 青年教育の振興

戦後のわが国の青少年教育は、青少年の不良化防止と勤労青年に対する後期中等教育の拡充を中心に推進され、その後、高等学校、大学等への進学者が増加するにつれて、在学青少年を対象とした社会教育活動が注目されるようになった。

昭和22年3月の新学制の発足に伴い、戦前からの勤労青年の主要な学習機会であった青年学校は、昭和23年3月限りで廃止され、定時制及び通信制の高等学校が勤労青年の学習の場として準備されたが、その頃から、青年学級と呼ばれる自発的な学習活動がみられるようになった。

文部省は、この種の学習活動が果たす役割に着目し、昭和26年度に指定研究青年学級の開設を地方公共団体に委嘱し、その振興方策の検討に着手し、昭和28年8月、青年学級振興法が制定された。これにより、青年学級の開設費に対する財政的援助が行われるようになり、昭和30年度においては、開設された青年学級数が全国で17,606学級、そこで学んだ学級生数が1,091,734人を数えた。

本県における青年学級は、昭和26年度126市町村（全市町村の34%）において開設され、開設日数は平均30日、年間開設時間数は平均97時間であった。その後、青年学級開設数は急速に伸び、昭和27年度239学級、同32年度には420学級が開設され、学級生数31,290人を頂点に最盛期となるが、その後は漸減の傾向となった。昭和36年頃には、青年学級振興の気運を盛り上げるために、青年学級研究協議会を開催した。これは、中央研究協議会を年5回、地域研究協議会を教育事務所単位に10会場で実施するとともに、幹部研修会、主事研修会、青年学級生大会等を実施するもので、大会の参加者は400人を数えた。研究協議会はその後も続けられたが、産業構造の変化に伴う農村青年の減少、高校進学者の増加による青年学級生の減少は続き、昭和40年度は学級数136（国補50、自主79、職場学級7）、学級生数7,238人に減少した。これに対処するために、勤労青年の生活や職業等の変化に対応するような青年学級の運営を図るとともに、都市部における職場・職域青年学級の振興を促進することになった。

一方、文部省は昭和38年、15才から18才までの勤労青年を対象とした大型の学習事業として、勤労青年学校の開設を奨励することとし、その開設費に対する補助を始めた。この補助金は、昭和45年度まで続いた。

本県においては、昭和38年度に水戸市が水戸青年高等学院を開設し、国・県ともそれぞれ100万円を補助することによりその学習の促進に努めた。昭和40年度には、旧下館市において下館青年高等学院が市内の企業に勤務する年少青年を対象に開設され、同41年には、土浦市において土浦青年高等学院が市内企業主の理解と協力を得て開設された。これらの勤労青年学校の指導者（講師）は、高校教員が主力であった。

昭和41年4月現在の生徒数等は次のとおりである。

	開設 年月	生徒数				課 程	運営費
		1年	2年	3年	計		
水戸青年高等学院	38.6	256	118	67	441	商業・家庭・工業・普通	3,000千円
下館 "	40.5	198	78	-	276	工業・家庭・農業・理美容	2,400千円
土浦 "	41.5	185	-	-	185	商業・家庭	1,200千円

高等学校への進学者の増加は、後期中等教育段階において青年学級等の学習活動が受け持つ役割に変化を与えるとともに、後期中等教育修了後の青年教育にあっても、学習内容や形態が多様になった。

文部省は、昭和41年度から青年教室の開設を委嘱し、学習要求別の学習活動を可能にする小規模の学習グループの援助方策を研究した。その成果を受けて昭和45年度から青年教室開設費に対して補助し、その推進を図ってきた。

本県においても、昭和41年度の文部省委嘱青年教室（期間1年）を4町村（旧五霞村，旧波崎町，旧友部町，大洗町）に開設し、県としても、研究委嘱学級（期間2年）を旧常北町，北茨城市，旧鉾田町，旧水海道市に委嘱しその育成に努めた。しかし，同43年度における開設市町村数は市9，町26，村20，計55市町村（全市町村92中，開設市町村率59.8％）で，昭和38年度の開設市町村数が市15，町38，村32，計85市町村（全市町村92中，開設市町村率92.4％）と比べ，減少の傾向であった。

なお，昭和32年から「青年団体指導者研修」・「少年団体指導者研修」を，昭和35年から「青年国内研修」を開始した。また，県青年団協議会への委託事業として，昭和27年度から，勤労青年による文化活動や意見発表の機会となる「県青年のつどい」を開始した。



静岡県の国立中央青年の家で開催された全国青年学級生大会。本県からも5名が参加した。（昭和35年）



勤労青年を対象とした後期中等教育の場として，水戸市立青年高等学院が開校した。（昭和38年）

2 青年教育から青少年教育の充実へ

昭和40年度から実施された青少年教育事業に，在学青年，勤労青年を対象とする新就職者研修や高等学校開放講座がある。高等学校開放講座は，昭和33年・34年に一度実施したが，昭和41年度から45年度まで再び実施した。なお，昭和57年度からまた再開したが，これは学習機会の拡充として趣味や娯楽性の少ない専門性の高い講座として実施している。

昭和43年度からは，青年の政治学習の機会として青年議会を開催した。また，同年から昭和50年度までは，交通安全思想の普及と青年団体活動の充実をねらいに，交通安全青年隊を編成する市町村に対し，活動に要する経費の一部を助成した。

昭和48年度からは、県青年団体連盟への委託事業として、地域課題について学習し、青年の政治学習の機会となる「県青年ゼミナール」を実施し、県青年団協議会への県費補助事業として「茨城の秋まつり」等を実施した。

同年、在学青少年に対する社会教育の在り方について、社会教育審議会の建議（中間まとめ）を中心に検討した結果、在学青少年に対する社会教育事業の一環として、昭和49年度から昭和58年度までの10年間、高校生の調和ある人間形成を図ることを願って「高校生の船」を実施することとなった。この「高校生の船」は、昭和59年度と60年度の2年間、青少年教育施設を使用して親子が宿泊を共にする「親子ふれあい事業」に発展し、さらに、昭和61年度からの「親子ふれあいの船」へと発展して平成11年度まで実施した。

昭和49年には、少年教育の充実を図るために、市町村の自主事業として少年教室の開催を奨励した。年々開設数は増加し、昭和54年には114教室、平成2年度には「ふるさと少年教室」とともに327教室が開設された。平成10年度には362教室となり、各市町村でその取組が定着した。

青少年の郷土理解や仲間づくり、少年の奉仕精神の涵養を図るため、昭和51年度から、ふるさと運動の動きとともに、県単独事業として青少年地域活動促進事業を実施した。この事業は、昭和52年度から国庫補助が開始され、その後は国庫補助事業として取り組むこととなり、後に、実施市町村への国庫補助事業又は市町村の自主事業として実施された。昭和55年度には17市町村で青少年14,020人がこれに参加、平成2年度には13市町村で青少年15,897人がこれに参加した。

昭和54年度から県単独新規事業として、生涯の各時期における学習事業の体系化を図るため、「青少年ふるさと教室」を開設する市町村に対して経費の一部を補助し、青少年の学習機会の拡充に努めた。「青少年ふるさと教室」の内容は、「ふるさと少年教室」、「ふるさと高校生教室」、「ふるさと青年教室」で、補助金はそれぞれの内容について200千円×1/2だった。小学校低学年より勤労青年を対象に、各教育事務所ごとにそれぞれ1教室、各5教室がモデル的に開催され、多くの成果をあげた。

昭和55年度からは、県単独新規事業として、青少年の社会参加の具体的方策を検討するため、「青少年社会参加研究セミナー」を実施するとともに、「青少年ボランティア育成講座」を開催し、地域におけるボランティアの養成に努めた。この事業は、昭和60年度から平成2年度まで国庫補助事業の「青少年ボランティア参加促進事業」として実施し、平成3年度からは青少年から高齢者までを対象に地域と一体となった各種ボランティア活動を推進する「生涯学習ボランティア活動総合推進事業」として実施した。その後は同事業で、生涯学習ボランティアセンターの設置など生涯学習ボランティアを推進する事業に取り組み、平成13年度まで実施した。

昭和59年度から平成元年度まで、中・高生や成人が、学校や家庭で体験できないテーマについて学ぶ「サマースクール」を各地の高等技能専門校や青少年教育施設等において開設した。また、昭和62年度からは、高校生会育成指導者研修事業を開始し現在に至っている。



県民の日記念行事として、県、県議会の主催で県青年議会の本会議を県議会議場で開催した。（昭和43年）



北海道へ4泊5日の日程で親子ふれあいの船を実施した。高校生ボランティアもレクリエーション指導などで大いに活躍した。（平成9年）



県立学校開放講座では、県立学校の持つ人的・物的資源を地域に広く開放し、学習機会を提供している。（平成12年）

3 学校週5日制と各種体験活動の推進

昭和63年度から、青少年の心の豊かさやたくましさを育むための10泊11日に渡る長期の原生活体験事業「フロンティア・アドベンチャー」を実施した。平成元年度までは県実施事業として参加者50人を対象として行ったが、平成2年度からは委託事業として県内5会場で実施（平成4年度からは県内3会場）し、参加者を250人に拡大した。平成5年度からは「青少年自然体験活動推進事業」として、10泊11日の長期の自然体験活動事業を、平成7年度まで実施した。

平成2年度からは、小学校4年生から中学生までの児童・生徒を対象に、青少年の科学する心を育む事業として、筑波研究学園都市等の研究・教育施設を利用した学習を取り入れた国庫補助事業「青少年科学活動促進事業」を開始した。平成4年度からは「地域少年少女サークル活動促進事業」と改め、科学活動以外の地域の少年少女のサークル活動を促進する事業として事業規模を拡大した。この事業は、文部省により、段階的に移行が進められた学校週5日制導入に対応した事業として位置付けた。また、県単事業としても、学校週5日制に対応した事業を開始した。平成5年度から、県立青少年教育施設では、休業土曜日に小・中学生を対象に各種体験活動を実施する「チャレンジ体験活動事業」を、水戸生涯学習センターと平成6年に開所した県西生涯学習センターでは、子どもが友達や家族と楽しく主体的に活動できる機会である「子供プラザ」を開始した。また、平成6年度、平成7年度の2年間、月2回の学校週5日制の円滑な実施を図るため、学校、家庭、地域の教育の在り方を考える「学校週5日制を考える県民フォーラム」を開催した。

平成7年度からは「八溝F I Tジャンボリー事業」を開始し、八溝山を取り巻く福島(F)、茨城(I)、栃木(T)3県の青少年の交流活動を国立那須甲子少年自然の家で実施した。この事業は平成10年度まで実施したが、他県との連携による事業の実施はあまり例のないことである。同年からは学校週5日制が月2回実施されたが、平成8年度からは、国庫補助事業として、学校その他の身近な場所に児童生徒の学校外活動の場や機会を充実するため、「ウィークエンド・コミュニティー・スクール推進事業」を実施した。

「ゆとり」の中で子どもたちに「生きる力」を育むことなどを提言した中央教育審議会の提言や、平成14年度からの完全学校週5日制を見据え、文部省では地域における青少年の体験活動の場や機会などの充実を図るとともに、地域全体でそれらの活動を推進するための体制整備などを進めた。本県でも、平成10年度には、地域における青少年の学校外活動等を体系的に推進するため、4つの県生涯学習センター等に「地域教育活性化センター」を開設し、地域の教育活動に関する情報提供や人材バンクの運営、いじめ問題や学校外活動を推進するための事業を実施した。

文部省は、平成11年になると「全国子どもプラン(緊急3ヶ年戦略)」を策定し、完全学校週5日制が始まるまでの3年間で、地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの活動を振興する体制を整備することとした。これを受けて、県生涯学習センター等に子どもや親子を対象とした地域の様々なイベント等に関する情報、指導者やボランティアの募集、活動の支援に関する情報等を提供するための「子どもセンター」を設置したほか、土日や休日を利用して、子どもたちに魅力ある体験活動の機会を提供する「子ども地域活動促進事業」を実施した。また、県単事業としては、概ね一週間以上、親元を離れ、異年齢により構成した小中学生が地域の大人たちと各種の体験活動を行う「地域で育てる元気っ子体験村事業」を開始した。

平成13年7月には、社会教育法が一部改正され、青少年に対するボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の促進が一層求められることとなった。平成13年度から、県内の自然体験活動にふさわしい適地100か所を選定し、フィールドマップを県内全小中学生に配付する「子どもいきいき自然体験推進事業」を実施した。平成15年度には、緊急雇用対策基金を活用し、自然観察指導員を青少年教育施設等に配置し、適地100選の自然観察や自然体験活動等の支援、子どもたちが適地100選で様々な体験活動を行う「子どもいきいき自然体験わくわく探検隊」を実施する「茨城いきいき自然体験促進事業」に発展させた。

平成14年度になると完全学校週5日制が実施されたことに伴い、子どもたちの各種体験活動の一層の充実を図るため、省委託事業として、各部局や民間団体と連携した「地域教育力・体験活動推進協議会」を立ち上げ、また県生涯学習センター等に「体験活動ボランティア活動支援センター」を設置し、奉仕活動・体験活動の場の情報提供やコーディネート等を行う「学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業」を実施した。同時に市町村への委託事業として「子ども放課後・週末活動等支援事業」を実施し、放課後や週末等における子どもたちの活動を支援した。これらは平成15年度に「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」として統合し、平成16年度まで実施した。

完全学校週5日制に対応した県単事業としては、青少年教育施設及び県生涯学習センターにおいて、従来の「チャレンジ体験活動事業」、「子供プラザ」を統合して、「元気いば

らきっ子『エンジョイ・サタデー』事業」を新たに実施した。

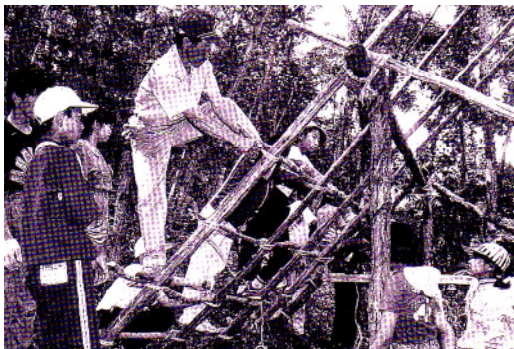
平成14年度にはこのほか、ボランティア活動を促進するため、高校生を対象とする「地域に生きるヤングボランティア推進事業」を新たに開始した。平成15年度には、父親と高校生の地域活動への参加促進を図るため、「おやじ」と「高校生」が共同で青少年の体験活動等を企画する「おやじと高校生の地域活動促進事業」を開始した。さらに平成18年度からは、父親たちの地域活動を支援するための事業に特化した「地域を育てるおやじ力活性化事業」として実施している。

また、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立したことから、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整えるため、平成14年度から国庫補助事業として「子どもの読書活動推進事業」を実施し、15年度からは「子どもの読書活動推進体制整備事業」として「子ども読書活動推進会議」を開催している。

一方、県職員から新しい企画、事業の提案を募る「アイデアオリンピック」における提案を事業化した「おもしろ理科先生派遣事業」を平成16年度から開始した。これは理科への興味・関心を高めるため、研究者や教員OB等を学校、子ども会等に派遣する事業であり、年々派遣要請が多くなっている。

平成16年度には、青少年を巻き込んだ犯罪の多発など青少年の問題行動の深刻化や、地域や家庭の教育力の低下等の緊急課題に対応するため、文部科学省では「子どもの居場所づくり新プラン」を策定するとともに、「地域子ども教室推進事業」を立ち上げ、子どもたちが安全に安心して活動できる拠点（居場所）を、学校等を活用して整備することとした。本県もこの事業に取り組み、地域の大人の教育力により、放課後や週末における様々な体験活動等を支援している。

平成17年に入ると、小学生が下校時に連れ去られ殺害される大変痛ましい事件が相次いで起きたことなどから、平成18年度から国委託事業として「子ども待機スペース交流活動推進事業」が開始され、学校の余裕教室等に安全・安心な活動場所（子ども待機スペース）を設置し、下校時間までの放課後における低学年の子どもたちの交流活動等を支援することとし、現在に至っている。



10泊11日の日程で県立里美野外活動センターキャンプ場を主な会場に「フロンティア・アドベンチャー事業」を実施した。（昭和63年）



5つの青少年教育施設で第2土曜日にチャレンジ体験活動事業を実施した。写真は白浜少年自然の家で行われた「土器づくりで原始体験」の様子。（平成5年）



子どもプラザでは、第2，第4土曜日に様々な体験活動機会を提供した。鹿行生涯学習センターでは、レイクエコーボランティアの方々の協力・指導でリース作り教室を開催した。（平成11年）



「子どもいきいき自然体験フィールド100選」地に選ばれた県内の自然を「いきいき自然アドバイザー」の案内で探検する「子どもいきいき自然体験わくわく探検隊」を実施した。写真は、西山研修所主催事業で、伊師浜海岸を訪ね、海藻を採集する子どもたちの様子。（平成15年）



放課後や週末に子どもたちの安全な「居場所」としての「教室」を開く，地域子ども教室推進事業を実施している。写真は，阿見町立君原小学校で行われた地域子ども教室事業「タケノコ掘り」の様子。（平成17年）



理科に関する専門的知識を持った「おもしろ理科先生」を学校や子ども会等に派遣し，ユニークな実験や観察を通し理科への興味関心を高めている。写真は，県西生涯学習センターで実施した理科実験の様子。（平成17年）



吾国山洗心館で実施したエンジョイ・サタデー事業「森の探検隊」では子どもたちが自然の中で共同生活や登山などを体験した。（平成17年）



地域を育てるおやじ力活性化事業では，父親たちの企画・立案・運営による青少年を対象とした様々な体験活動を実施している。写真は，スポーツ・チャンバラ体験の様子。（18年度）



ヤングボランティアセミナーでは、高校生が高齢者の介護体験や子どもたちの野外体験活動の支援など、様々なボランティアの基本を学んでいる。写真は、さしま少年自然の家主催のセミナー。(平成18年)



長期自然体験を実施するかすみがうら市主催の地域で育てる元気っ子体験村事業に参加し、中央青年の家で飯ごう炊飯に取り組む子どもたち。(平成18年)

第2節 成人教育

1 成人学級の開設

戦後における成人の社会教育活動の特色は、学級・講座の開発と普及、社会教育施設利用活動の普及、PTAの結成などであるが、その後、高齢者の学習活動や地域活動がさかんになった。

本県においても、昭和20年代から、社会学級、婦人学校等各種講座や婦人学級等各種の学習活動が展開されてきた。

この社会学級は、社会教育法第48条に示されているとおり、成人の一般的教養の向上と生活技術の修練のために、小・中学校を開放して行う講座であるが、これに対し、文化講座、専門講座、夏季講座は、高校、大学を開放して行うものである。成人学校は、社会学級の規模の大きいもので、主として都市において開設された。

その後、学校開放関係の講座は、大学開放講座、高等学校開放講座に統合された。

本県における社会学級は、昭和24年度181学級、昭和29年度114学級が開設されたが、昭和30年代になって学級数が減少したので、昭和37年には旧都市範囲内に1学級ずつ、14学級を指定するにとどまった。

昭和39年には、成人男子を対象とした学習活動を重点的にとりあげ、39市町村（全体の42%）に117の成人学級（社会学級）が開設された（従来の社会学級は、昭和39年より成人学級と呼ばれる）。県では、引き続いて成人学級研究協議会、成人学級指導者講習会等を開催し、開設についての指導助言に努めた。その後、昭和48年63学級であった成人学級は、県民の学習要求の高まり等により、昭和54年には52市町村394学級、昭和60年には46市町村508学級、平成5年は2,078学級、平成10年は3,068学級、平成15年は2,833学級が開設され今日に至っている。

なお、成人教育に関する事業として、昭和63年度から、質の高い学習機会を提供することを目的とした「ニューライフ県民大学」を開始した。



質の高い学習機会を提供し、大学と地域との連携を深めるための「ニューライフ県民大学」を開始、歴史館において開講式、最初の講義を行った。（昭和62年）

2 地域づくり運動の推進

地域における社会教育の振興について、広く社会教育関係団体との連携による推進を目指し、昭和33年から、県公民館連絡協議会、県視聴覚教育振興会との共催による「社会教

育振興大会」を拡充し、県公民館連絡協議会、県視聴覚教育振興会、県PTA連絡協議会、県婦人団体連絡会、県青年団協議会等との共催により、「社会教育研究集会」を開催（昭和37年度428会場378,253人参加）した。これにより県内各地で『みんなのための社会教育』についての検討が重ねられることとなった。

昭和38年には「総合社会教育研究集会」として市町村集会に重点を置いて実施したが、昭和39年には「地域開発研究集会」と改め、地域開発に伴う各種の課題についての学習を行った。

昭和41年、郷土をよくし、住みよい郷土づくりのための学習を展開するため、「郷土をよくする研究集会」を開催するようになり、昭和51年度からは「みんなで行う社会教育の集い」と改め、在学青年を含めた地域住民参加のもとに、地域ぐるみでよりよい教育環境づくりを進めることをねらいに市町村に研究を依頼した。

一方、花でうろうおう美しい環境と情緒豊かな人間づくりのために、昭和40年度から「花とほうきの県民運動」を展開、花の町づくり、草花講習会、観光地をきれいにする県民大会が各地で実施された。昭和44年には、フラワーロードの設定、農業高校への育苗圃委託等を行い、昭和48年には、茨城国体（昭和49年）を契機として全市町村に対して「花の町・フラワーロードづくり推進事業補助金」として助成を行い運動の拡大を図った。この運動は昭和51年度まで継続したが、昭和52年度から環境美化運動として、花とほうきの県民運動の継続実践を図った。

なお、県民運動の一環として「茨城県新生活運動推進協議会」への委託事業として「花とほうきの環境美化コンクール」を実施してきたが、平成2年に「茨城県新生活運動推進協議会」が「ダイナミックいばらき協会」に改組されたことに伴い、「花と緑の環境美化コンクール」に改名し、現在まで継続して実施している。また、平成12年度に「ダイナミックいばらき協会」と「大好き いばらき 県民会議」が合流したため、現在は「大好き いばらき 県民会議」への委託事業として実施している。



県教育委員会ほか7団体の主催による社会教育研究中央集会を開催し、約千人の参加者により社会教育の課題について討議を行った。（昭和37年）



地域のコミュニティづくりを促進するため「みんな行う社会教育の集い」の研究市町村を指定した。写真は山方町での様子。（昭和51年）

3 高齢者教育の推進

昭和30年代後半から、高齢者問題が社会的な課題となってきた。このため文部省は、昭和40年度から市町村に高齢者学級開設の委嘱を始めた。また、昭和48年度から新たに高齢

者教室の開設に対して補助を始め，昭和53年度から高齢者人材活用事業に対する補助を始めるなど，高齢者による地域活動の展開を図った。

本県においても，昭和41年，高齢者学級運営研究会の開催，資料の刊行などにより，高齢者に対する学習の機会を提供することに努め，24市町村において50学級が開設された。

昭和45年には，文部省委嘱学級を引き続き実施するほか，43市町村107学級が開設され9,871名が参加した。この教室は昭和50年度の82市町村142学級より，同54年には80市町村221学級，同60年80市町村218学級，平成2年81市町村362学級と急増した。その後，平成10年は337学級，平成15年は358学級と推移している。

また，国庫補助事業として，平成元年度から茨城県長寿学園を開設し，高齢者コースの基礎課程5地区200人，専門課程5コース100人，平成2年度からは中高年コースで3コース120人が受講を開始した。本事業は，高齢者等に総合的な学習機会を提供することで，学習を通じた仲間づくり，社会参加への道を開こうとするもので，修了者が地域活動の指導者となることを目的としたものである。

平成10年度からは「茨城ゆうゆうカレッジ」と事業名を変更した。中高年を対象とした「高齢期準備コース」は平成11年度までで終了したが，事業自体は，平成14年度に県単事業となってからも継続し，平成18年度まで実施した。なお，平成16年度末で卒園生は2,382人に達している。この頃には，第6期茨城県生涯学習審議会報告「県民一人一人の生涯学習を支援する『学びの環境づくり』」（平成16年6月24日）が指摘するように，「本県では，いわゆる講座・学級で学習している人は，女性と高齢者が多く，偏りが見られる」ようになっている。例えば，平成17年度16歳以上の県民を対象として開催している「県民大学」の応募者数に占める60代以上の割合は約6割だった。高齢者が単に講座等で学習するだけでなく，自立した生活を送るために職業能力を向上させることや，地域社会への参加・参画を促進させることがより重要となっている。



高齢者の学習意欲にこたえ，幅広い分野と高度な内容で地域の指導者を養成する「長寿学園」を開設した。写真は長寿学園鹿行地区の様子。（平成2年）

第3節 女性教育

1 女性（婦人）学級の開設

昭和20年代における婦人参政権，民法改正等を契機とした女性の市民意識や学習意欲の高まりに伴い，女性の社会教育活動が急速に進展した。

この期における婦人教育施策は，社会教育に関する婦人団体活動の育成助長と，婦人学級の奨励普及を通じた女性の学習機会の拡充に重点を置いた。

本県においては，昭和31年度，文部省委嘱婦人学級を県内5地区に開設した。これらの学級が親学級となり，それぞれの地域に数カ所の子学級が生まれ，孫学級へと発展した結果，昭和32年には202学級が開設された。学習内容は，主として家庭生活や生産に関するものであった。

昭和39年には，委嘱学級39学級を含む1,021学級が開設され，55,430人が参加した。その後も引き続き多くの市町村において開設され，昭和45年度には753学級，昭和54年度には682学級が開設され，26,975人が参加した。その後生涯学習への関心の高まり等から民間や市町村による学習機会が多くなり，婦人学級は横ばいの傾向となった。平成2年度は521学級に24,498人が参加した。平成7年度には開設数が1,315講座に達し37,951人が参加したが，その後は平成16年度まで約700講座，参加者数は2万人程度で推移している。学習内容は家庭生活，健康安全，趣味，消費生活，子どもの教育，人権尊重，女性問題，ボランティアに関すること等多岐に渡っている。

2 各種学習機会の提供

昭和35年から実施した婦人国内研修は，女性を県外に派遣し，経験交流・実地視察等を通して，女性の学習の進め方，婦人団体活動の在り方などについて研修を行ってきたが，平成9年度から「社会教育リーダー国内研修」に統合し，平成10年度まで実施した。

昭和44年2月，県内の女性に学習や研修の機会等を提供し，文化的教養を高め，人格形成に寄与することを目的として財団法人茨城県婦人会館が開館し，主に次のような事業が実施された。

婦人相談室（常時・移動相談，昭和45年～平成16年），婦人教養大学（昭和44年～59年），婦人会館講座（昭和45年～平成15年），県政を学ぶ婦人のつどい（昭和47年～53年），心身障害児のためのバザー（昭和45年～平成15年），婦人ボランティアリーダー育成講座（昭和59年～61年），婦人ボランティアリーダーの集い（昭和62年～元年），婦人団体運営実務講座（平成2年～9年），スタディーツアー（平成元年～15年）。なお，平成15年度から，婦人会館の所管は女性青少年課となった。また，婦人会館は約35年に渡る活動を経て，平成17年3月，所期の目的が達成されたとして解散された。

昭和47年度から，県立社会教育研修センターにおいて，婦人教育指導者研修（現在は女性リーダー研修）を国庫補助を受け開始した。これは，女性有志指導者に婦人教育活動の企画，実施に必要な知識，技術について研修する事業であり，平成5年度からは水戸生涯学習センターで，平成11年度からは生涯学習課において直接実施してきた。平成16年度からは，国庫補助が廃止されたことに伴い，県単事業として実施している。

昭和51年からの「国連婦人の10年」を契機に、女性の自立と社会参加に対する意識が高揚し、特に高齢社会への進行、ライフサイクルの変化と相まって、女性の考え方・感じ方が大きく変わってきた。こうした中で、女性の多様化・高度化する学習要求に積極的に対応するため、昭和62年に、本県初の公立婦人教育施設として県立婦人教育会館を開館した。婦人・家庭教育に関する7つの主催事業を開催(平成2年度からは5つの主催事業を実施)し、婦人教育指導者の資質向上と事業参加者間のネットワークづくりを推進してきた。平成9年4月に茨城県鹿行生涯学習センターが併設された際、「茨城県女性プラザ」に改名し、現在も、女性教育の振興と男女共同参画社会づくりを目指す県内唯一の拠点として、男女共同参画社会への課題解決、団体間のネットワーク化、キャリアと家庭・地域生活との両立などについての研修事業等を実施している。

また、大学等の高等教育機関と連携して専門的な学習機会を提供する国庫補助事業の「ウィメンズ・ライフロングカレッジ」を平成元年度から実施し、3年間、茨城キリスト教大学で国際化に対応した婦人指導者の養成を目的に開催した後、女性学や政治・経済等の講座を様々な大学等と連携して開設した。平成7年度からは、女性の能力の開発・向上だけでなく、その社会的な環境整備として男女平等をめぐる意識変革を図る「女性の生涯学習促進総合事業」を実施し、ウィメンズ・ライフロングカレッジのほか、男女共同参画アドバイザーの養成等も行った。ウィメンズ・カレッジは平成13年度まで継続した。また、平成9年度からは女性プラザやこうした事業への参加が困難な方のために、市町村でセミナーを開設する「男女共生セミナーキャラバン事業」を平成11年度まで実施した。

さらに、働く女性を対象にした学習機会や情報の提供として、「働く婦人のセミナー」(昭和60年～62年)、「働く女性のためのライフプランセミナー」(昭和63年～平成2年)、「働く女性のためのアドバイス事業」(平成2年～5年)、「働く女性のためのさわやかライフ事業」(平成6年～9年)を実施し、職場内でのセミナー開設、記念講演、情報誌「ワーキング・ウーマン」の発行等を行った。



婦人国内研修で、静岡県を訪れ、公民館で地元婦人と交歓する婦人研修生。(昭和36年)



県内の婦人団体が中心に研修と親睦の場として建設を進めてきた婦人会館が開館した。(昭和44年)



婦人が本県の実態や県政について認識を深め、婦人自身の向上と実践活動を推進するため、県政を学ぶ婦人のつどいを開催した。
(昭和46年)



婦人教育会館では、「婦人」の言葉が誤解を招かぬよう、男女共生時代にふさわしい施設として愛称を公募し、「レイクエコー」に決定した。写真は、ダンスサークルの練習風景。
(平成7年)



女性プラザでは、様々な研修事業を実施している。写真は女性と男性がよりよいパートナーシップを確立することを目指した女と男のジョイントセミナーの様子。(平成9年)

3 男女共同参画の推進

国では、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が閣議決定された。これを受けて、県では平成13年4月に「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、平成14年3月には「茨城県男女共同参画基本計画」(計画期間：平成13年度～平成22年度)を策定した。

平成13年度から男女共同参画社会の正しい理解と啓発を図るため、幼児期からの男女平等教育を推進する教師のための指導資料を作成する「男女共同参画のための学習推進事業」として、平成13年度には中学校、14年度には幼稚園・小学校、15年度には高等学校の手引きを作成した。

平成17年5月には、旧職員会館を活用して、女性青少年課所管による「女性プラザ男女共同参画支援室」が開所した。これは、起業、再就職や地域・団体活動など様々な分野にチャレンジしようとする方に対する情報提供や相談助言を行う「男女共同参画チャレンジ支援事業」の実施窓口となっている。

第4節 家庭教育

1 家庭教育学級の開設

家庭教育は、人間形成の基礎をなすもので、親又はこれに代わる者が子どもに対して行う教育であり、その重要性が指摘されてきた。このため、社会教育の分野においても、両親等が家庭教育に関して学習することを援助する施策が講じられてきた。

戦後、昭和20年11月、文部省社会教育局長が「昭和20年度婦人教養施設二関する件」を通牒したこと等により、家庭教育について学習する機会の提供が行われるようになった。

この期における本県の家庭教育は、婦人団体やPTAの学習活動、成人学級としての社会学級に散見される程度であった。

昭和37年10月、文部省は専門家による家庭教育専門研究会を設け、社会教育における家庭教育に関する指導資料を作成し、配布するとともに、両親等による家庭教育に関する学習を促進するため、昭和39年度から市町村に対して家庭教育学級の開設費補助を始めた。

家庭教育学級は、親及び家庭教育に関心を持つ成人を対象とし、家庭教育に関する学習を行う事業で、子どもの心身の発達、家庭環境、社会環境についての学習が多く取り入れられてきた。本県においても、同39年には国庫補助による家庭教育学級が202学級開設され、約15,000名が参加した。同49年には、国庫補助学級300学級、自主開設学級152学級、計452学級に増加している。

また、昭和50年度より、乳幼児を持つ親を対象にし、乳幼児期の家庭教育に関する学習を行う乳幼児学級の開設費に対する補助金が交付されることとなり、同51年度には、乳幼児学級を含めた家庭教育学級は補助学級295学級（乳幼児20）、自主学級219学級（乳幼児20）計514学級が、小学校・幼稚園・中学校・公民館その他の場所で開設された。昭和54年度には、この乳幼児学級開設費補助は、家庭教育学級の補助に統合され、546学級（国補学級120学級、うち乳幼児学級38学級）が開設された。その後、平成元年には937学級、平成7年度には1,420学級まで増加し、平成17年度には1,398学級となっている。

なお、高校生を持つ親の家庭教育に関する学習機会は少ないが、その必要性が高まったことから、充実した高校生活を送らせるための親の姿勢を確立させるため、昭和54年度より昭和60年度まで、各学区1校を指定して、年間8校で高校における家庭教育講座を開設した。

2 各種家庭教育支援事業の実施

昭和50年度から、2歳児を第1子に持つ親（約19,500世帯）を対象にした家庭教育相談事業を実施した。平成2年度からは組み替えして新規に「ヤングパパママすこやか子育て総合ゼミナール事業」を実施した。26回シリーズのラジオ放送と県内5カ所の保育所又は幼稚園に「子育て井戸端会議」を委託し、特に若い父親の参加のもとに気軽に子育て談義ができるような家庭教育学級をモデル的に実施した。平成5年度からは事業名を「すくすくのびっ子ゼミナール」と変更、「子育て井戸端会議」も「すくすくのびっ子フォーラム」として継続し、ラジオ放送は平成10年度まで実施した。平成9年度から平成13年度までは市町村での巡回相談を加えて実施し、平成11年度からは「父親参加の子育てフォーラム」

も加え、平成15年度まで継続した。

昭和52年度から、家庭教育の学習資料を提供するため、家庭教育通信「みち」の発行を始めた。本事業は平成10年度まで継続し、平成11年度からは児童生徒の保護者等へ教育施策や教育活動等を紹介する教育委員会の広報紙「教育いばらき家庭版」と統合し、「家庭・地域教育いばらき」として企画広報室から発行することとなった。

昭和54年度から国庫補助事業として始めた家庭教育総合セミナー事業は、今日の家庭教育に関する課題に対応し今後のあり方を総合的に検討するため、都道府県が学識経験者からなる企画研究委員会と、広く親等を対象とした地域別家庭教育総合セミナーを開催するとともに、その成果を資料として作成、配布した事業である。本県においては、昭和55年度から家庭教育総合セミナーを、昭和59年度からは名称を家庭教育総合推進事業と改め、国庫補助事業として実施してきた。

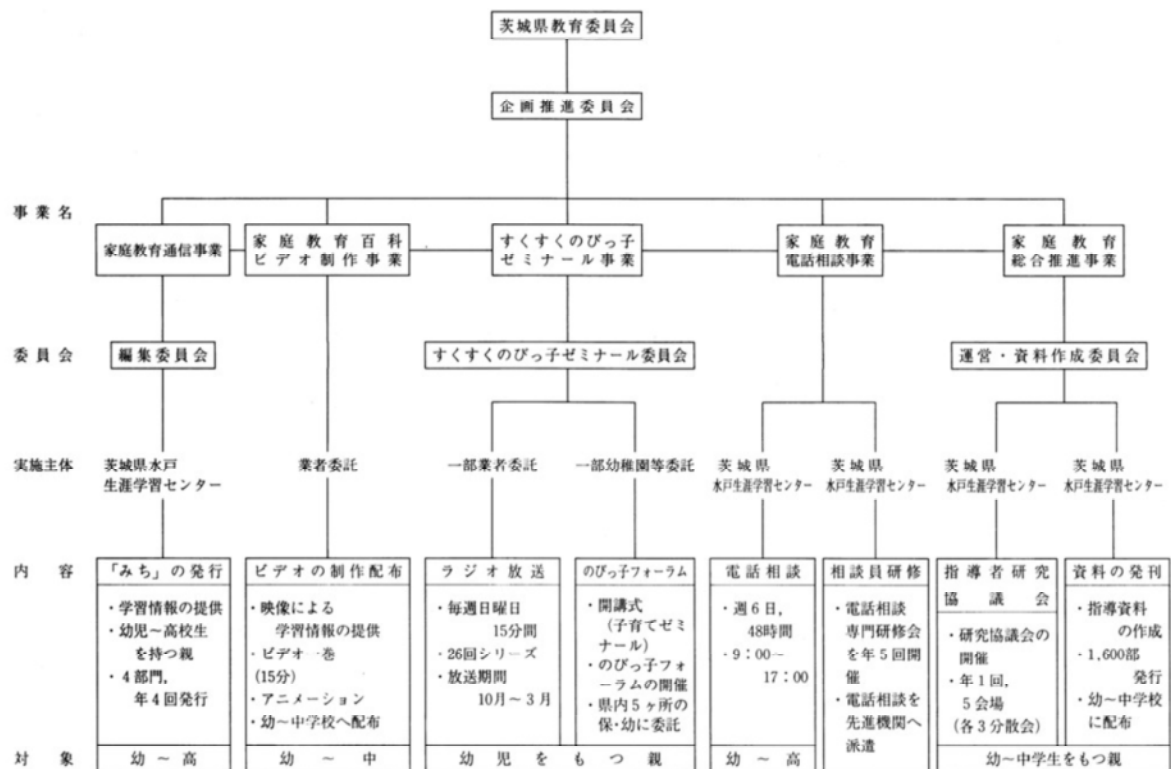
家庭教育総合推進事業では、全県的な視野に立って問題を把握し、その背景と現状の分析を行い、具体的・実践的に研究を進めた。地区別に家庭教育指導者研究協議会を開催するとともに、その成果を資料としてまとめた家庭教育指導資料を作成し、県内幼稚園、小・中学校に配布、家庭教育の手引書として家庭教育学級等での活用を図った。指導資料の作成は平成9年度まで行われ、本事業は平成11年度まで実施した。

昭和60年度からは、乳幼児を持つ親を対象に子育ての悩み等に応える「茨城のびのび子育て事業」を、衛生部・生活福祉部・教育庁の3部局連携のもとに実施した。生涯学習課としては、60年から3年間、指導者養成講座を実施して249人の相談員を養成、以後平成2年までの3年間、県内5会場で年1回の研修会を開催した。

また、平成3年度から平成9年度まで、幼児から小・中学生を持つ親を対象に、家庭教育の学習教材用ビデオ「家庭教育百科」を制作（カラー版・アニメ仕立て・15分ビデオ）し、幼稚園、小・中学校、市町村教育委員会等に配布した。

なお、本県では、家庭教育通信「みち」や家庭教育総合推進事業、家庭教育相談事業、家庭教育百科ビデオ等の家庭教育関係事業を「すこやか家庭教育推進事業」と総称して実施した。

その他、平成4年度から国補事業として地域社会の人々のネットワークから孤立しがちな親たちに家庭教育についての情報交換や経験交流を促進するための「家庭教育ふれあい推進事業」（市町村事業）の実施を促進した。この事業は「子育てひろば」を開設して、育児経験者等を「家庭教育ふれあいネットワーカー」として配置するもので、平成7年度からの職場内家庭教育講座を実施する「父親家庭教育参加支援事業」とともに、地域の子育てネットワークづくりや父親のための家庭教育出前講座を実施する平成9年度から平成11年度までの「家庭の教育力充実事業」へとつながった。



すこやか家庭教育推進事業の全体像（平成7年度）



すくすくのびっ子ゼミナール事業では、幼稚園に委託してモデル事業を行った。写真は親子ウォークラリーの様子。（平成9年）

3 家庭の教育力向上に向けた事業の実施

都市化，核家族化，少子化，地域における地縁的なつながりの希薄化などで家庭の教育力の低下が指摘されることから，文部省では平成10年4月に家庭教育支援室を新たに設置した。また平成10年6月の中央教育審議会答申「幼児期からの心の教育の在り方について」においては，家庭教育の在り方に関する様々な提言が出された。その中で，育児負担が集中する母親の育児不安に応えるための相談体制の充実が求められているが，本県では平成11年10月から，従来の家庭教育電話相談「こころのダイヤル」と保健福祉部で実施していた子ども家庭テレホン相談を統合し，24時間体制に拡大して，「教育・子育て電話相談」として開始した。

また、平成11年度からは企業等で子どもを持つ社員等を対象に家庭教育学級を開講する「家庭教育アドバンス事業」を実施した。これは平成14年度から、NPO等と連携して企業内で子育て講座を開設する「いきいき子育て地域連携実践講座開設事業」として組み替えた。さらに、平成10年度から平成14年度まで、子どもたちが親の職場を訪れる「大好きいばらきちびっ子職場探検隊」事業を実施したが、平成15年度からは「いきいき子育て地域連携実践講座開設事業」に統合して実施している。

家庭での基本的倫理観の涵養とともに、生活体験・自然体験・ボランティア体験等により子どもたちが「生きる力」を育むことも重要であるとされたことから、平成13年度から県内の小学校1年生全員に「おてつだいちょう」を配布してお手伝いを奨励する「お手伝い・ボランティア奨励事業」を開始した。

平成12年12月の「教育改革国民会議報告」では、国や地方公共団体が家庭教育を支援するための機能を充実していくことなどが提言され、平成13年に改正された社会教育法においては、教育委員会の事務として、家庭教育に関する講座の開設などの事務が明記され、子育てサークルのリーダーなど家庭教育の向上に資する活動を行う者を社会教育委員や公民館運営審議会の委員に委嘱できるようになった。また、平成14年7月には、国において、家庭教育に関する各方面の関係者による「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」において、「『社会の宝』として子どもを育てよう!」と題する報告が取りまとめられた。

こうした中、平成12年度から国庫補助事業として、子育て中の親の身近な相談相手となる「子育てサポーター」を配置したり、子どもを持つ親と地域の子育て経験者とが交流する機会を設けたりする「子育て支援ネットワークの充実」事業を開始した。また、平成13年度からは就学時健診等を活用して家庭教育に関する学習機会を提供する補助率10/10の国庫補助事業である「子育て学習講座開設事業」を開始した。平成16年度からはこれらの事業が統合され、国委託事業の「家庭教育支援総合推進事業」となったが、継続して取り組んでいる。



大好きいばらきちびっ子職場探検隊事業では、親の職場を訪問し、親の仕事を見学・体験することで親子のコミュニケーションを深めてもらっている。なお、現在の事業名は、いきいき子育て地域連携実践講座開設事業。(平成12年)



子どもたちにお手伝いの習慣を身につけさせ、家庭のコミュニケーションを深めることなどを目的に小学校1年生全員に家庭でのお手伝いを記録する「おてつだいちょう」を配布している。(平成18年)

第5節 人権教育

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動である。その根拠法である「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)では、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」(第3条)とする基本理念にのっとり、「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」ものと規定している。現在の社会教育においては、同法の規定に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育に関する各種事業を推進している。

社会教育における人権教育は、昭和30年代の社会同和教育から始まった。国からの委嘱事業として指導者の研修事業を実施するとともに、市町村に対しては集会所の整備を促進することを目的に施設・設備整備費への補助を行った。さらに、昭和40年代には、各集会所を設置・管理する市町村を対象に集会所で行う学級・講座の開設、諸集会の開催その他社会教育に関する活動とそれらの活動を企画するために必要な調査などを委嘱するとともに、集会所の整備に係る用地取得経費に対する補助を創設した。

また、昭和50年代からは、特別対策事業として自主的運動団体を補助事業者とする社会同和教育振興事業及び社会同和教育推進員設置事業を開始した。この補助事業は、自主的運動団体が関係法令及び本事業の趣旨にのっとり、県と連携しながら同和問題に関する各種学習会などの社会教育活動を対象地域の住民に対して実施する場合に当該事業に要した経費の一部を助成したものである。

これら社会同和教育の推進に関する事業の詳細は次のとおりであった。

1 国補事業関係

(1) 同和对策集会所整備事業(市町村対象)

30世帯以上200世帯未満の地区に集会所の施設を整備するための事業(132㎡以上、補助率2/3)

整備実績

年度	47	54	55	57	58	59	61	63	H6
館数	1	2	1	2	2	1	2	1	1

(2) 集会所用地取得事業(市町村対象)

当該事業に必要な用地を取得する事業(補助率1/2)

(3) 集会所設備費(市町村対象)

補助対象：視聴覚教材、体育用具、図書、移動式黒板、書架

2 委嘱事業関係

(1) 集会所指導事業

集会所で行う学級・講座の開設、集会所の開催、社会教育に関する活動、活動を企画するための調査(年間240時間以上、実績・・・S55：3館、H3：11館)

(2) 社会同和教育指導者研修事業(都道府県対象、研修対象者：社会教育・学校教育関

係者，社会教育関係役員等）

3 県単事業関係

(1) 社会同和教育振興事業

(2) 社会同和教育推進員設置事業

(3) 補習教育指導員設置事業

(4) 社会同和教育指導者地区別研修事業・・・53年度より各教育事務所ごとに5会場にて実施

(5) 啓発活動・・・リーフレット，指導資料の作成，啓発ビデオ等の購入

集会所の整備事業や集会所指導事業については，国の特別対策事業の終了に伴い，平成8年度を以て廃止となった。平成9年度からは一般施策である人権教育における社会教育事業として，人権問題に関する学習機会の提供，地域住民の参加・交流等を目的とする「人権教育推進市町村事業」を国庫補助により実施してきたが，平成15年度のいわゆる「三位一体の改革」に伴う国庫補助事業の廃止に伴い，現在は普通地方交付税に算入されて市町村に交付されている。

社会同和教育振興事業および社会同和教育推進員設置事業については，平成16年度に知事の諮問機関である「茨城県同和対策審議会」において審議した結果，同和問題の実質的差別に関してはこれまでの事業成果により解消されつつあること，未だに根強く残る心理的差別は人権教育・啓発における一般対策の活用と工夫で対応すること，よって，それまで特別対策として行ってきた補助事業は，自主的運動団体が，これまでの活動成果を活かしつつ今後も活動していくための自己財源の確保に向け，また実施主体の円滑な移行を図るための経過措置期間としての3ヶ年の後に廃止することなどの意見具申を踏まえ，知事部局の特別対策事業とともに平成19年度を以て廃止とすることとなった。

現在の社会教育における人権教育事業としては，人権意識・感覚の涵養を図りながら，様々な人権問題の理解に向けた人権教育の推進を図ることを目的に「人権教育指導資料」，「人権教育啓発リーフレット」を隔年で作成・配付するとともに，市町村教育委員会における人権教育指導者の養成・確保を目的とした「人権教育指導者中央研修会」，「人権教育指導者地区別研修会」を平成14年度から実施している。